

2020年1月27日
朝日生命保険相互会社

「無配当先進医療特約（返戻金なし型）」等にご加入のお客様へのお知らせ
～ 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の先進医療からの削除見込みについて～

社業におきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、先ごろ、開催されました厚生労働省の「先進医療会議」および「中央社会保険医療協議会」において、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」について、「先進医療から削除する方向で検討することが適当である」との評価がなされたため、2020年4月1日より先進医療技術から削除される見込みとなりました（2020年3月厚生労働省告示をもって決定される予定です）。

この場合、2020年4月1日以降に同療養を受けられましても、以下の弊社商品につきましても、ご契約日にかかわらず、お支払対象にはなりませんので、予めご了承ください。

< 弊社商品 >

- ・ 無配当先進医療特約（返戻金なし型）
- ・ 無配当引受基準緩和型先進医療特約（返戻金なし型）
- ・ 無配当先進医療特約（返戻金なし型）S
- ・ 無配当引受基準緩和型先進医療特約（返戻金なし型）S
- ・ 無配当引受基準緩和型新先進医療特約（返戻金なし型）S
- ・ 無配当団体医療保険用先進医療特約

上記の弊社商品にてお支払対象となる先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限り）をいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科（歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科）のみで実施することが定められている先進医療はお支払対象にはなりません。
なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、随時見直されます。

以 上